

令和4年度第1回人事委員会会議の結果

1 開催日時

令和4年4月5日（火） 午前10時00分～11時15分

2 開催場所

人事委員会室（さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階）

3 出席者

【人事委員】 委員長 池本 誠司
委員 森谷 弘史
委員 関口 和代
【事務局】 事務局長ほか5名

4 議事

傍聴者がいないため、議決事項1から4及び報告事項1、2について、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることの決定を省略し、議事を開始した。

議案第1号「令和3年（不）第3号事案について」

口頭審理のため、準備手続を実施することとし、準備手続を委員長に委任することを決定した。

議案第2号「措置要求について」

令和4年3月25日付けで措置要求書が提出されたので報告した。また、本件措置請求の事案番号を「令和4年（措）第1号事案」とするとともに、本件措置要求を受理して審査等を行い、措置要求を受理したこと等及び要求者及び当局に対し通知することを決定した。

議案第3号「審査請求について」

令和4年3月23日（消印日）付け審査請求書が提出されたので報告した。また、本件審査請求の事案番号を「令和4年（不）第1号事案」とするとともに、本件審査請求を受理し、請求人に対して、審査請求を受理した旨を通知することと併せて、処分者に対して、審査請求を受理した旨を通知するとともに審査請求書を送付し、処分の理由に関する具体的な説明及び請求人の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めることを決定した。

議案第4号「職員の懲戒処分について」

職員の懲戒処分を行うことを決定した。

報告第1号「労働基準監督機関の職権行使について」

令和4年3月29日付けで、埼玉県教育委員会教育長から提出された解雇予告除外認定

申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認められた。このため、本件申請を認定した旨を報告した。

報告第2号「人事委員会事務局職員の人事発令に係る専決処分について」

人事委員会事務局職員（役付職員）の任免について、規定に基づき委員長専決した旨を報告した。